

# 江田島市人権教育・啓発指針における「推進プラン」改定の概要

## 1 「人権教育・啓発指針」及び「推進プラン」の趣旨

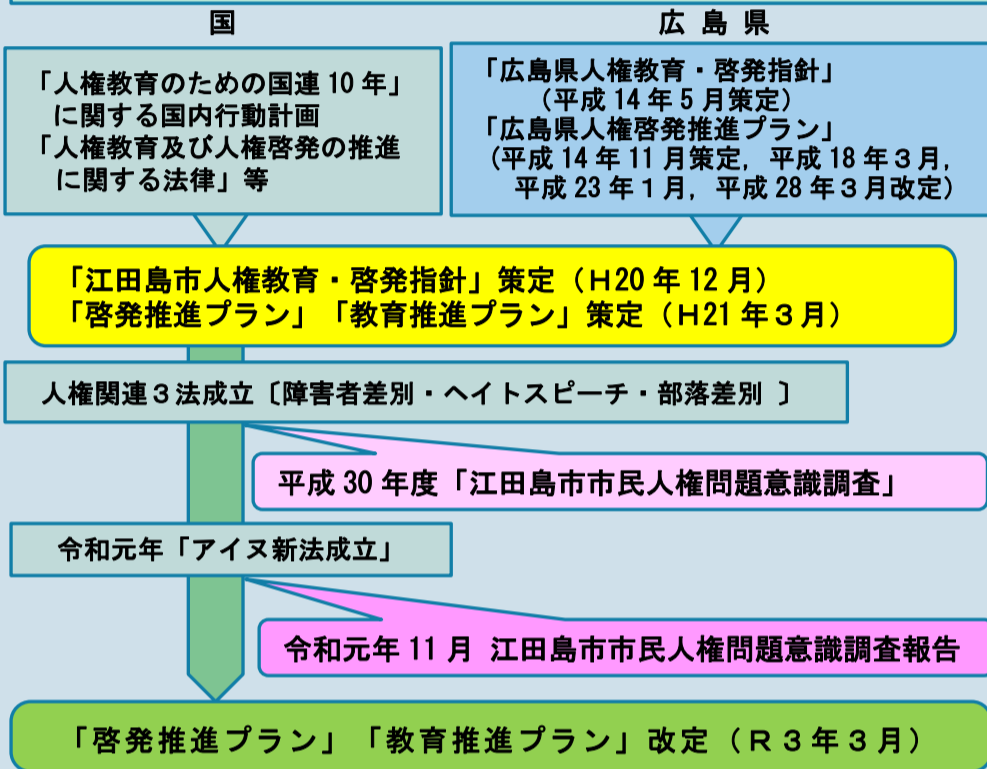
本市は、平成20(2008)年12月に「江田島市人権教育・啓発指針」を策定しました。この指針に基づき、人権施策を総合的かつ具体的に推進していくために、「推進プラン」を策定(平成21年3月)、「誰もが住んでよかったと思えるまちづくり」を目指して諸施策を行ってきました。

近年、社会・経済情勢の急速な変化や時代の変化と共に、新たな人権問題が生起しています。このような状況を踏まえ、本市が人権問題解決へ施策を推進していくために、市民人権問題意識調査報告の結果に基づき、人権教育・啓発を進めていく為に、「推進プラン」の第1次改定を行うものです。

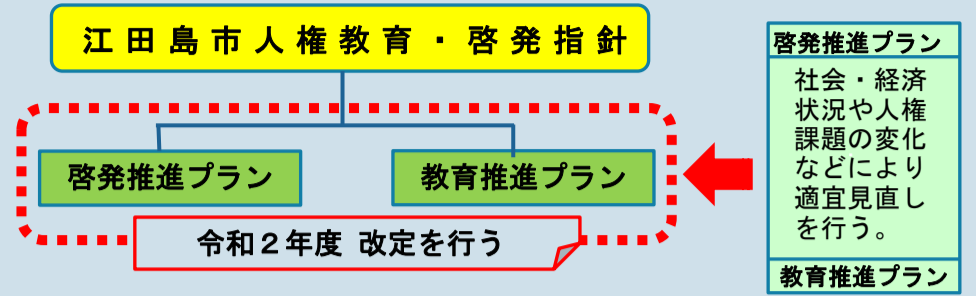
## 2 人権教育・啓発指針の性格

本市の「人権教育・啓発指針」は、国・県の法律・施策に基づき策定したものです。社会状況の大きな変化がある場合、見直しを行います。

### 国・県の法律・施策の動向等



## 3 「人権教育・啓発指針」と「推進プラン」の関係図

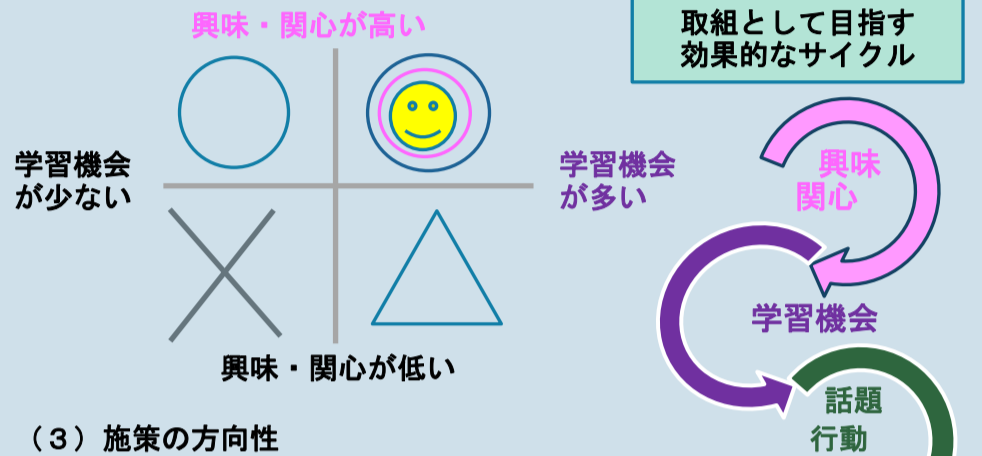


## 4 改定する「推進プラン」の特徴など

### (1) 市民人権問題意識調査結果から

調査結果から考察する人権意識の高い人の特徴と傾向  
「興味・関心」+「学習機会がある」⇒「話題にする」

### (2) 人権意識の高い人の数値的な可視化



### (3) 施策の方向性

- ① 興味・関心を持つことへの取組, 啓発
- ② あらゆる場での学習機会の提供と創出
- ③ 話題・行動につなげていくよう啓発

## 5 人権意識の高い人の特徴である、「興味・関心」「学習機会」「話題・行動」について、改定する「推進プラン」の内容に反映させる。

市民が、興味・関心を持つことへつなげるため、『無関心でないことへのチャレンジ』を促す施策・啓発活動を推進する。

## 江田島市人権啓発推進プラン

### 第1章 はじめに ～ 人権を取り巻く国内外の状況 ～

#### 1 国際社会における取組

- (1) 世界人権宣言
- (2) 人権関係諸条約等
- (3) 人権教育のための国連10年

#### 2 国内における取組

- (1) 人権教育のための国連10年に関する国内行動計画
- (2) 人権教育・啓発推進法
- (3) 人権教育・啓発に関する基本計画
- (4) 人権関連3法制定等

#### 3 本市における取組

### 第2章 人権施策の推進方策

#### 1 人権一般の普遍的な視点からの取組

- (1) 人権に関する基本的な知識の習得
- (2) 生命の尊重
- (3) 個性及び多様性の尊重
- (4) SDGsに基づく施策の推進

#### 2 市民人権問題意識調査

- (1) 市民人権問題意識調査結果概要
- (2) 調査対象者の基本属性
- (3) 調査結果の特徴と傾向

#### 3 市民人権問題調査結果から考える啓発

- (1) 3つのキーワード
- (2) 人権施策の取組の方向性

#### 4 主な人権課題の取組概要(法務省:啓発活動強調事項17項目)

#### 5 多様な人権課題の現状、課題と取組

- (1) 女性
- (2) 子ども
- (3) 高齢者
- (4) 障がいのある人
- (5) 同和問題
- (6) アイヌの人々
- (7) 外国人
- (8) HIV感染者等(感染者・罹患者)
- (9) ハンセン病感染者等(感染者, 罹患者)・回復者
- (10) 刑を終えて出所した人
- (11) 犯罪被害者等
- (12) インターネットによる人権侵害
- (13) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等
- (14) ホームレス

- (15) 性的指向・性的少数者・性同一性障害等
- (16) 人身取引
- (17) 東日本大震災に起因する人権問題
- (18) その他の人権問題

#### 6 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者への研修等

市職員, 教職員, 消防職員, 医療・保健・福祉関係者など, 人権にかかわりの深い特定の職業などに従事する者

#### 7 総合的かつ効果的な多様な機会を通じた人権啓発の推進

- (1) 市民参加型の啓発活動の実施
- (2) 実施主体間の連携
- (3) 担当者の育成
- (4) 文献・資料等の整備・充実
- (5) 内容・手法に関する調査・研究
- (6) マスメディアの活用
- (7) インターネット・SNS関連等の活用

### 第3章 プランの推進

#### 1 推進体制

市人権施策推進本部を中心に, 全庁体制で取組を進めていきます。

#### 2 国・県との連携・協力

国や県と連携し効果的な人権教育・啓発を推進します。

#### 3 関係機関, 地域の各種団体や企業などとの連携・協力・推進

推進プランに基づき, 関係機関, 地域の各種団体や企業, 民間団体等と連携して推進します。

#### 4 フォローアップ及び見直し

定期的な実施状況の点検, 取組状況の把握, 市民意識調査の実施など, 課題を把握し取組を進めます。また, 国際的な潮流, 社会情勢の変化による人権状況の変化に対応し, 適宜, 見直しを図っていきます。

## 江田島市人権教育推進プラン

### はじめに

- 1 人権教育の推進方策
- 2 学校教育における人権教育の推進
- 3 社会教育における人権教育の推進
- 4 関係機関との連携
- 5 人権教育プランの推進・見直し